福祉・人権

介護保険料の納入通知書等を発送

4月上旬、65歳以上の人に介護保険料納入通知書等を発送します。納付書払いの人には納付書、口座振替の人には納入通知書、4月から新たに特別徴収（年金からの天引き）を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送ります。4月中旬を過ぎても届かない場合はご連絡ください。問介護保険課☎620・1639

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

介護保険サービスを提供している社会福祉法人や市町村が、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

対次のA・B・Cいずれかに該当する人、A市民税非課税世帯であって、次の①～⑥のすべてに該当する人のうち、市が認定した人、①世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下、②世帯の預（貯）金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下、③日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、④医療保険の扶養家族ではない、⑤親族等の援助が期待できない、⑥介護保険料を滞納していない、B生活保護受給者、C「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、内A利用者負担額（1割相当分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%（ただし、老齢福祉年金受給者は50%）、B・C個室居住費または滞在費の100%、問利用先の社会福祉法人等または介護保険課☎620・1639

特別養護老人ホームの入所対象者が変更

制度改正にともない、4月1日以降、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の入所の対象は、要介護3以上と認定された人のうち、自宅で日常生活を営むことが困難な人になります。ただし、要介護1・2の人のうち、施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例的に入所することができます。問入所希望の施設または介護保険課☎620・1639

高齢者ごいっしょサービスのご利用を

時1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、対在宅で生活をしているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上の人、内外出する際の付き添い、家族が外出等の際の見守り、¥1時間500円、申高齢者支援課☎620・1637

地域包括支援センター運営協議会の傍聴を

時4月24日㈮、午後2時から、所市役所南館10階大会議室、定先着10人、申電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、高齢者支援課☎620・1637、FAX622・5950

「いきいき交流広場」新規事業者を募集

対老人クラブ、内高齢者が地域でいきがいを持って元気に暮らすための居場所「いきいき交流広場」の運営、問高齢者支援課☎620・1637

高齢者世帯に家賃を助成

市では、市営・府営以外の賃貸住宅に居住している高齢者世帯（自らが住宅を借りて家賃を支払っている人）に家賃の一部を助成しています。

対次の条件すべてを満たしている人、①65歳以上の単身高齢者、または60歳以上の人のみで構成されている高齢者世帯（65歳以上の人1人を必ず含む）、②世帯員すべてが本市に引き続き3年以上居住（住民基本台帳に記載）、③

障害者委託相談支援事業所に相談を

障害者やその家族への助言、福祉サービスの利用調整・援助など、地域での生活における総合的な相談・支援を行っています。居住地域ごとに担当の事業所を決めていますので、気軽に相談してください。問障害福祉課☎620・1636

障害者相談支援事業委託先	小学校区	住所	電話番号 ファックス
相談支援センターあい・あい	安威、福井、山手台、耳原、清溪、忍頂寺	安威二丁目4-1	☎640・5336 FAX641・1761
相談支援事業所あゆむ	豊川、郡山、彩都西	豊川三丁目9-16	☎643・7775 FAX640・4875
相談支援センター「りあん」	春日、春日丘、郡、沢池、畑田、穂積、西	下中条町4-5	☎・FAX621・3001
いばらき自立支援センターぽぽんがぽん	茨木、中条、大池、中津	駅前一丁目4-14	☎623・9210 FAX623・9203
慶徳会障がい者相談支援センター	三島、太田、庄栄、西河原	北春日丘一丁目3-31	☎622・1023 FAX622・1029
相談支援センター「とんぼ」	東、白川、玉島、葦原	駅前一丁目3-7	☎631・2677 FAX631・2678
相談支援センターリーベ	玉櫛、水尾、天王、東奈良	玉櫛二丁目5-8	☎632・0906 FAX636・8820

家賃の月額が5万円以下、④前年の収入が単身高齢者228万円以下、高齢者世帯304万円以下、⑤生活保護を受けていない、¥1か月当たり上限5千円、持平成26年中の世帯収入証明書（年金の源泉徴収票など）、賃貸借契約書（写）、家賃支払証明書（通い帳・振込明細書など）、希望する振込先口座の通帳、印鑑、申直接、高齢者支援課窓口☎620・1637

電磁調理器等を給付

対おおむね65歳以上で火気の扱いに不安があるなど虚弱なひとり暮らしまたは高齢者世帯等に属する人、内電磁調理器（1口）、両手鍋、片手鍋、フライパン、やかん、備生計中心者の所得に応じて費用負担あり、申高齢者支援課☎620・1637

市子ども・若者自立支援センター茨木プラッツのご利用を

対おおむね40歳までのひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者またはその保護者、内面談、訪問支援、居場所利用、就労・復学支援、問市子ども・若者自立支援センター茨木プラッツ☎090・6736・7024

ひきこもり等の面談料等を助成

対市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等のおおむね40歳までのひきこもり等の市民またはその保護者、内市子ども・若者自立支援センター茨木プラッツ（駅前三丁目6－15）での面談料（1回3千円等）等を助成、問こども政策課☎620・1625

ＤＶに関する総合的な支援窓口「配偶者暴力相談支援センター」を４月から開設します

問センター相談専用☎622・5757（祝日を除く月～土曜日、9:00～17:00）

配偶者間や恋人間など親しい間柄でおこる暴力をＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）といいます。ＤＶは、被害が深刻であるにもかかわらず、家庭内の個人的な問題とされてきたため、表面化しにくい問題です。４月から開設する配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の支援に関する情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供、保護命令制度利用支援など、総合的・継続的な支援を行います。ひとりで悩まず、まずは電話で相談してください。

障害者就業・生活支援センターのご利用を

内障害者の自立を促進するための求職相談、職場定着、生活相談、職場の環境改善などの相談、雇用にあたってのハローワークとの調整、職業準備訓練のあっせんや実習先との連絡調整など、事業主への支援・相談、問茨木・摂津障害者就業・生活支援センター☎664・0321、FAX664・0322

第2次市人権施策推進基本方針を策定

人権施策のさらなる充実・推進のため、第2次市人権施策推進基本方針を策定しましたので、ご覧ください。備人権・男女共生課、各いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAM、各図書館で閲覧可能、市ホームページにも掲載、問同課☎620・1640

健康保険・年金

国保

問保険年金課（国保）☎620・1631

忘れていませんか？加入・脱退届

就職・結婚などで社会保険に加入した人、または、退職・転職などで職場の健康保険を喪失した人は、14日以内に加入・脱退届が必要です。脱退の手続きをしないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますので、必ず手続きをお願いします。

国民年金

問保険年金課（年金）☎620・1632

学生納付特例制度等の申請を

厚生年金などの加入者を除き、20歳になった人には、日本年金機構から年

後期高齢者医療保険料・国民健康保険料・介護保険料の今年度の年金からの支払いについて

今年２月に年金から保険料を支払っている（特別徴収）人（世帯）は、４月・６月・８月も保険料額は同額です（ただし、８月は額を変更する場合があります）。通知は送付しません。なお、10月以降の支払い額は７月に通知します。問保険年金課（高齢）☎620･1630、保険年金課（国保）☎620・1631、介護保険課☎620･1639

金手帳、納付書が送付されます。学生等で納付が困難な場合は「学生納付特例制度」が、20歳代の人で所得が少なく納付が困難な場合は「若年者納付猶予制度」があります。

【①学生納付特例制度】 対大学（大学院）・短大・高校・専修学校等の学生（夜間部、1年以上の通信制課程を含む）で、学生本人の控除後の所得額が118万円以下、持学生証など、**【②若年者納付猶予制度】** 対20歳代で前年所得額が57万円以下の人、**（以下共通）** 備家族が代理申請する場合は来庁者の身分証明書を持参（別居の家族が代理申請する場合には委任状も必要）、申直接、保険年金課（年金）窓口（①は日本年金機構から送付される加入案内に同封の返信用封筒で申請も可）

年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所による出張年金相談をご利用ください。

時4月7日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、所市民生活相談課、定先着15人、内国民年金、厚生年金など、持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモなど（本人以外の場合は委任状）、申前日、午前9時から電話で

国民年金保険料の納付書を送付

国民年金保険料を金融機関等の窓口で納付している人に、平成27年度分の納付書が、4月中旬に日本年金機構から送付されます。全国の金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。また、前納（4月～来年3月分を一括払い）する人は、4月30日までに納付してください。納付書が届かない人は、吹田年金事務所までご連絡ください。なお、4月から来年3月分の保険料額は月額1万5590円（定額）です。問同事務所☎06・6821・2401

税金

土地・家屋価格等の帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者（所有者）は、平成27年度分の市内すべての土地または家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

時4月1日(水)～6月1日(月)、午前8時45分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）、所資産税課、対・内土地の納税者＝土地の縦覧帳簿（土地の所在・地番・地目・地積・価格等）、家屋の納税者＝家屋の縦覧帳簿（家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格等）、両資産の納税者＝土地・家屋両方の縦覧帳簿、持来庁者の本人確認ができる証明書等と、①申請人が代理人または別居の親族＝委任状（納税者等の押印要、法人の場合は社印・代表者印押印要）、②法人＝社印・代表者印、問同課☎620・1615

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の所有する資産について記載された部分を確認することができます（5月に送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に添付または同封の資産明細書でも内容確認できます）。また、借地・借家人等は、自己が使用または収益の対象となる部分の固定資産課税台帳を閲覧できます。郵送での閲覧も受け付けています。

時4月1日(水)から、所資産税課、持来庁者の本人確認ができる証明書等と、①申請人が代理人や別居の親族＝委任状（納税義務者等の押印要、法人の場合は社印・代表者印押印要）、②法人＝社印・代表者印、③借地・借家人等＝賃貸借契約書等、備郵送閲覧希望の場合は、申請人・納税義務者・必要年度等を記入した申請書（法人の場合は社印・代表者印押印）と送付先を記入した返信用封筒（切手貼付）等も必要、問同課☎620・1615

4月から平成27年度の固定資産評価証明を発行

4月1日から、平成27年度の固定資産評価証明を発行します。なお、同年度の固定資産公課証明は5月から発行します。問市民税課☎620・1614

固定資産の登録価格に不服があれば審査申出を

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合は、納税者（代理人可）が固定資産評価審査委員会へ次のとおり審査申出をすることができます。

内固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服、申4月1日から納税通知書交付後60日までに、所定の申出書（市ホームページでダウンロード可）を、同委員会（市民税課内）☎620・1614

市税の納付・納税相談 夜間・休日窓口の開設

時夜間窓口＝毎月第2・4月曜日、午後8時まで（祝日を除く）、休日窓口＝毎月第4日曜日、午前9時～午後5時、所収納課、内市税の納付（個人市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、清掃手数料）、納税相談、

持督促状、催告書等（持っている場合のみ）、あれば収入・支出の分かるもの、備その他の業務は取り扱っていません。休日（日曜日の午前中を除く）・夜間は、本館東玄関が閉まりますので、庁舎東側の本館地下通用口から入り、守衛室に「市税のことで来た」と声を掛けてください。市税等を納期限内に完納しない場合、法令に基づき、財産（預貯金、給与、生命保険、不動産等）を差し押さえます。問収納課☎620・1616

振替納税利用者は残高の確認を

平成26年分の確定申告の振替納付日は次のとおりです。
申告所得税＝4月20日
消費税および地方消費税＝4月23日
振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等で振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。問茨木税務署☎623・1131（音声案内にしたがってダイヤル）

今月の納付（4月30日㈭まで）

- 介護保険料普通徴収第1期分
- 一般廃棄物処理手数料第4期分

忘れずに納めてください。

頑張る市内企業

紹介編 vol.62

株式会社ふわふわ（清水一丁目）

～子どもたちに夢と笑顔を～

同社は、平成12年（2000年）に創業し、今年で15周年を迎えます。商業施設やイベントなどでよく目にするふわふわ（エアートランポリン）や縁日用品、ゲーム、着ぐるみなど、子どもたちに楽しんで遊んでもらえる商品のレンタルやイベント会場での運営を行っています。市の観光特任大使であるいばらき童子のふわふわも、同社で製作しました。

そのほか、市区町村・企業のマスコットキャラクターの着ぐるみも多数製作しています。また、着ぐるみの修理の需要が多いことから、着ぐるみの病院も開設しています。

子どもが喜ぶと周りの大人も笑顔になります。社名「ふわふわ」から連想される、みんなが楽しく幸せなイメージを大切にしながら、子どもたちに夢と笑顔を与えられる遊具・着ぐるみをこれからも作っていきます。

問商工労政課☎620・1620

商工・消費生活

就職のためのスキルアップを支援

失業中の市民が、就職のために指定の講座を受講した場合に、受講費用の一部を助成する再就職支援助成金を設けていますので、ご利用ください。
対ハローワークで求職活動をしている失業者で15～64歳の市民、¥国の教育訓練給付金制度で厚生労働大臣が指定する講座の受講料（入学金は除く）の2分の1（上限5万円）、申講座の受講終了日から3か月以内に、所定の申請書（商工労政課に設置）に講座の修了証明書、受講料の領収書などを添付し、同課☎620・1620

介護・福祉事業所の求人活動に補助

対①市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人、②市内に介護・福祉事業所、施設を有する法人で構成される団体、内①求人説明会等への出展に必

消費生活だより

クーリング・オフできる契約① トイレ修理のリフォーム工事

【事例】トイレが詰まったので投げ込み広告の業者に修理を依頼した。「便器を外さなければ直せないが、便器が割れる場合もある」と言われ了承した。詰まりは解消したが「便器が壊れたので付け替えるしかない。今なら安い便器がある」と勧められ、便器・タンクの取り替えと床の張替えの契約をした。翌日工事をしたが、かえってトイレの使い勝手が悪くなり、納得できない。

【回答】依頼したのはトイレの修理であり、便座やタンク、床のリフォーム工事は、業者が来てから勧誘された別の契約です。このような場合は訪問販売にあたり、法で定められた書面を消費者に渡さなければなりません。この書面を受け取っていない場合はクーリング・オフできます。困ったときはご相談ください。問消費生活センター☎624・1999

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。
記号の見方： 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

引っ越しました　茨木商工会議所・市観光協会が移転

茨木商工会議所

3月30日から、立命館いばらきフューチャープラザ1階の新会館で業務を行います。なお、専用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。自転車で来所する場合は駐輪場をご利用ください。詳細はホームページを参照。問同会議所☎622・6631

市観光協会

茨木商工会議所の移設にともない、4月1日から、クリエイトセンター2階で業務を行います。問同協会☎645・2020

要な費用、②市内で求人説明会を開催するのに必要な費用、¥Ⓐ～Ⓒのうち、いずれか少ない額、Ⓐ補助の対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額、Ⓑ補助対象事業の総事業費から収入を減じて得た額、Ⓒ出展費用補助＝限度額10万円、開催費用補助＝限度額20万円、備申請にあたっては事前にご相談ください。問商工労政課☎620・1620

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業の活性化に取り組む小売店等にアドバイスを行っています。また、小売店等を改装する事業者（市民・市内法人に限る）や、商店街あるいは中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等（いずれも小売業・飲食店に限る）を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助（限度額50万円）する制度を設けています。希望者は、必ず事前にご相談ください。なお、4月から、この制度を利用してから10年間経過した事業者は、再度利用できるようになりました。問商工労政課☎620・1620

茨木商工会議所の無料相談

時・内4月20日(月)、5月18日(月)、6月15日(月)、金融相談（事業資金・教育ローン）＝午後1時～3時、年金相談＝午後1時～4時、創業相談＝午後1時～4時、所・問同会議所☎622・6631

教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時4月15日(水)、午後2時から、所市役所南館6階第1会議室、問教育政策課☎620・1680

生涯学習だより「まなびどり」第56号を発行

「まなびどり」は1年に3回（4・8・12月）発行しています。4月1日発行の「まなびどり」は、特集「広げよう、献血の輪!」、「茨木ある記」、きらめき講座「カラーセラピー」講師の浅田実果さんへのインタビューなど、さまざまな記事を掲載しています。市役所や生涯学習センター、公民館、コミュニティセンター、各図書館などの施設に置いています。また、生涯学習センターホームページでもご覧になれます。問生涯学習センター☎624・8182

府育奨学金の活用を

高校等在学者対象の府育奨学金は、在籍する高校から4月に申し込むことになります。詳しくは、各高校の事務室または市奨学金相談窓口（教育センター内）へお問い合わせください。問同センター☎626・4400

予約奨学金説明会

時4月22日(水)、午後7時から、所クリエイトセンター301号室、対来年度に大学・短大・専修学校等に進学しようと

リーフレット「デジタルキッズ　ほっとけん！」の活用を

市青少年問題協議会では、今年度の市青少年健全育成運動重点目標を、「デジタルキッズほっとけん～守ろう育てようネット社会の子どもたち～」と決定し、リーフレットを作成しました。

青少年課で配付し、市ホームページにも掲載しています。保護者や地域の人が協力し、同運動を進めていくため、ご活用ください。問同課☎622・5180

する高校3年生または高校卒業後2年以内の人とその保護者、内日本学生支援機構奨学金の制度説明や申請、予約、問学校教育推進課☎620・1683

就学援助費の申請を

対市立小・中学校に就学している児童生徒の保護者で、昨年中の1世帯あたりの所得が所得基準額（左表）以下の人、内学用品費、学校給食費等、校外活動費、修学旅行費、持市外からの転入などで所得が不明な人＝所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人＝賃貸契約書（写）または家賃支払証明書等の借家に居住していることが証明できる書類、申4月8日～5月8日（学校が休みの日は除く）に、申請用紙（就学する学校で配付）を持参し、直接、学校（小・中学校両方に子どもがいる人は、それぞれの学校に申請が必要）、問学務課☎620・1684

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯（円）	持家世帯（円）
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	

「放課後子ども教室」の運営にご協力を

市では、市内全小学校区で安全・安心な居場所を提供する事業「放課後子ども教室」を実施しています。これは、校区の実情に合わせながら、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを目的に、各校区実行委員会が実施しています。対象は校区在住の小学生です。安全管理員としての子どもの安全の見守りや、けん玉や工作などの室内あそび・ドッジボールやサッカーなどの外あそびの指導などについて、保護者を含む地域の皆さんのご協力をお願いします。問青少年課☎622・5180

こども会に入ろう

こども会は、子どもを地域で育てるための自主的な組織です。こども会の活動は、子どもたちが異なる年齢の仲間と遊びや集団活動を行うことにより、社会性・創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び考える「生きる力」を身につけることがねらいです。主な対象は小学生ですが、地域により幼児や中学生が含まれることもあります。こども会に加入するには、各地域のこども会育成会長に申し出てください。こども会をつくりたい場合は、青少年課へお問い合わせください。問同課☎622・5180

公立保育所の民営化に伴う移管先社会福祉法人を募集

所玉島保育所、備応募資格等詳細は4月下旬～5月上旬に市ホームページに掲載、問保育幼稚園課☎620・1638

環境

環境基本計画を策定

環境の保全・創造に関する目標および総合的かつ長期的な施策大綱として、環境基本計画を策定しましたので、ご覧ください。備情報ルームで閲覧可能、市ホームページにも掲載、問環境政策課☎620・1644

みどりのカーテン市民モニター募集

対次の①～③すべてに該当する市民および市内の事業者、①ゴーヤなどの植物を育てるスペース（北側以外）がある、②観察記録表の提出に協力可能、③説明会に参加可能、定先着50人、8団体（1世帯または1団体につき1人まで、未経験者優先）、内みどりのカーテン（窓の外にツル性の植物を育てて作る自然のカーテン）の観察記録等をつける、【説明会】時4月28日(火)、午前9時30分～11時、午後4時～5時30分（申込時に参加時間を指定）、所市役所南館10階大会議室、内みどりのカーテンの育て方の説明等（府地球温暖化防止推進員　村瀬径介さん）、ゴーヤ・ミニメロンの苗の配付、備説明会のみ参加希望の人も要申込、申4月3日～27日に、電話で環境政策課☎620・1644

こどもエコクラブをつくろう

こどもエコクラブは、子どもたちが自然観察や、リサイクルなどの環境活動・学習等を楽しみながら行うことを支援する事業です。市ではその仲介役として全国事務局との連絡や登録、情報提供に関する業務を行っています。幼児～高校生の子ども（2人以上）と、大人のサポーターでクラブの登録ができます。活動期間は来年3月までの1年間で、登録すると活動のヒントが掲載されているファイルやニュースが届くほか、事務局から案内されるイベントにも参加できます。問市こどもエコ

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。
記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

クラブ事務局（環境政策課内）☎620・1644

省エネ・省CO_2設備導入に対する費用を一部補助

対市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める会社、内効果の把握できる新エネルギー導入や省エネルギー改修を行う、50万円以上の事業経費の一部を補助、¥導入に要した経費のうち、市が認めた額に3分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）で、300万円を上限（ただし、太陽光発電は出力1キロワットあたり1万2500円で計算）、備申請前に環境政策課に要相談、予算の範囲内で先着順、詳細は市ホームページ参照、申12月28日までに、申請書（同課で配付、市ホームページからダウンロード可）に、必要書類を添付し、直接、同課窓口☎620・1644

えこことカレンダー「いばらき環境家計簿」の活用を

市の環境を守るためには、環境にやさしいライフスタイルを実践することが重要です。皆さんの生活の見直しに役立ててもらえるよう、家庭でどれだけのエネルギーを消費し、二酸化炭素を排出しているかを見えるようにするいばらき環境家計簿を作成しました。継続してつけることで、皆さんの生活のどこから二酸化炭素が出ているのかが一目で分かるようになります。地球にとっては温暖化の防止に、家計にとっては節約になります。環境政策課、各図書館、生涯学習センター等で配付（市ホームページからダウンロード可）していますので、ご活用ください。問同課☎620・1644

環境管理制度認証の取得事業を支援

対市内に事業所を有する中小企業者等、¥ISO14001、KES、エコアクション21、エコ・ステージの認証取得に要した経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）、取得する環境管理制度により50万円または20万円を限度、備予算の範囲内で先着順、詳細は市ホームページ参照、申申請書（環境政策課で配付、市ホームページからダウンロード可）に、必要書類を添付し、直接、同課窓口☎620・1644

ごみ出しルールの確認を

市では、定められた収集日以外のごみや資源物は収集しません。市ホームページや「ごみの分け方と出し方リーフレット」で確認し、ルールを守って出してください。

普通ごみは、大きさが30cm未満の小さなごみです。45ℓの中身が見える透明袋で出してください。問分別について＝資源循環課☎620・1814、収集について＝環境事業課☎634・0351

生ごみ処理機等の購入費を助成

家庭ごみの減量化・リサイクルを推進するため、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器類を購入し設置する人に、購入費の一部を助成しています。¥購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電気を使用しないコンポスト容器類＝1基につき上限5千円（5年以内に2基まで）、電気式＝上限2万円（5年以内に1基）、備予算の範囲内で先着順、申請手続き前に購入すると助成は受けられません。申申請書（資源循環課に設置、市ホームページからダウンロード可）を、同課☎620・1814

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対自宅に住宅用太陽光発電システム・家庭用燃料電池システム（エネファーム）等を設置後（太陽光発電システムは電力受給後）6か月以内の人、¥太陽光発電システム＝出力1キロワット当たり1万2500円（上限4キロワット）、家庭用燃料電池（エネファーム）・強制循環型ソーラーシステム＝上限4万円、自然循環型太陽熱温水器＝上限3万円、申申請書（環境政策課で配付、市ホームページからダウンロード可）に、所定の書類を添付し、直接、同課窓口☎620・1644

生垣緑化を助成

新たに生垣を設置する場合や、道路にはみ出し通行を阻害している生垣を改良する場合、予算の範囲内でその費用の一部を補助しています。助成を希望する人は、必ず生垣工事の着工前に申請してください。詳しくは、市ホームページを参照するか、お問い合わせください。問公園緑地課☎620・1654

まちづくり

市バリアフリー基本構想策定に向けたタウンウォッチング

時①5月12日(火)・②14日(木)・③19日(火)・④21日(木)、午後1時30分～4時、雨天決行、所①JR茨木駅周辺地区、②阪急茨木市駅周辺地区、③総持寺周辺地区、④南茨木周辺地区、対18歳以上の市民、定各3人（多数の場合抽選）、内市民の移動時に妨げになるものを現

地調査し、意見交換を行う。意見は、今年度末策定予定の「市バリアフリー基本構想」に反映。**申**4月17日までに、電話またはメール（住所・氏名・電話番号・希望の日を記入）で、道路交通課☎620・1651、✉dorokotsu@city.ibaraki.lg.jp

交通安全運転講習会にご参加を

時・**所**左表のとおり、**対**自動車・自動二輪車の運転者、**備**徒歩・自転車でお越しください。**問**道路交通課☎620・1651

とき（4月）		ところ
13日(月)	19:00～20:00	福井小学校体育館
14日(火)		大池コミュニティセンター
15日(水)		三島小学校体育館
16日(木)		山手台小学校体育館
17日(金)		太田小学校体育館
20日(月)		東小学校体育館
21日(火)		葦原小学校体育館
22日(水)		豊川中学校体育館
23日(木)		市民会館大ホール

雨水貯留タンクの設置に補助

対新たに雨水貯留タンクを購入する次の①～③すべてに該当する人、①市内で現在、下水道が使用できる区域内に設置する、②過去に同制度による助成を受けていない、③貯留容量が80ℓ以上ある市販の雨水貯留タンクを設置（本体および雨といからの分水器具・雨といと本体の接続部品、本体の架台等を含む）、**¥**購入費の3分の2（消費税を含む、設置工事費を含まず）、上限3万円、**備**戸建て住宅＝1建築物につき1基、集合住宅＝屋根面積100㎡につき1基、予算の範囲内で先着順、**申**雨水貯留タンクの購入前に、所定の申請書を下水道施設課☎620・1667

悪質業者にご注意を

水道部からと称して、検査や修繕などを口実に家庭を訪問し、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄などをして、高額の代金を請求するといった、悪質な業者による被害が多発しています。水道部では、訪問販売・修繕などは一切していませんのでご注意ください。**問**水道部総務課☎620・1690

「市都市計画マスタープラン」を改定

都市づくりの方針を示す「市都市計画マスタープラン」を改定しました。改定にあたっては、市民ワークショップ等を通じて市民の暮らしの視点から今後10年間の市のまちづくりを捉えるとともに、第5次市総合計画で示されるまちの将来像や施策を都市づくりの面から具体化する計画として、見直しを行いました。市をより住みやすく、活力あふれるまちにするために、市だけでなく、市民の皆さんや事業者、NPOなどと一体となってまちづくりに取り組む必要がありますので、皆さんのご協力をお願いします。詳細は、都市政策課・情報ルーム・図書館で閲覧できます。また、市ホームページにも掲載しています。**問**同課☎620・1660

市住宅・建築物耐震改修促進計画を改定

住宅・建築物の耐震化を促進し、市民の生命と財産を守るため、「市住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定しました。国の基本指針に基づき、住宅等の耐震化率の目標を「平成27年度末までに90％以上」から「平成32年度末で95％以上」としました。今後はこの目標達成にむけて、さらなる耐震の促進に取り組みます。詳細は、市ホームページに掲載しています。**問**都市政策課☎620・1660

市の面積が変わりました

国土地理院が行う面積計測方法が、従来の縮尺25,000分の1の地形図によるものから、より高精度な電子地図データによる計測に変更されたことにより、市域面積値が76.52㎢から76.49㎢となりました。市域面積値を必要とする場合は、新しい値をご使用ください。**問**都市政策課☎620・1660

建築物の耐震化に補助

【耐震診断補助】対①昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した市内の2階建て以下の木造住宅、特定建築物等、②耐震診断が義務化となる、市が指定する緊急交通路沿道の建築物および一定規模以上の大規模建築物、**¥**①木造住宅は診断費の90％（上限4万5千円）、木造以外の住宅、特定建築物などはご相談ください。②緊急交通路沿道建築物の耐震診断費用＝全額（床面積により上限あり）、大規模建築物＝上限100万円（国から別途補助あり）。**備**一定規模に満たない建築物も努力義務がありますので、早期に耐震診断を実施してください。**【耐震改修補助】対**昭和56年5月31日以前に建

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。
記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

築確認を得て建築した市内の2階建て以下の木造住宅、¥70万円（一定の所得以下の場合は定額90万円）、所得金額がおおむね910万円以上1200万円以下の人は、耐震改修工事費の15.2％（上限60万円）または40万円のいずれか多い方、備一定規模以上の大規模建築物については、改修費用の一部について国からの補助がありますので、詳しくはお問い合わせください。問都市政策課☎620・1660

吹付けアスベストに関する調査費を補助

対吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物、¥調査費用全額、備1建築物に対して1回限り、予算の範囲内で先着順、問都市政策課☎620・1660

まちづくりアドバイザーを派遣

まちづくりに取り組む皆さんの疑問や悩みに応えるため、まちづくりや都市計画などの専門家を派遣し、自主的なまちづくり活動を支援しています。対おおむね10人以上の市内在住・在勤者で構成された団体、内市民主体のまちづくりに関する助言など（1回当たり2時間程度）、問都市政策課☎620・1660

「茨木にぎわい亭」のご利用を

「茨木にぎわい亭」（元町2－5）は、地域で活動する個人や団体の集う場、地域交流や商業活性化活動の拠点、買い物途中の休憩などに利用できます。イベントスペース、交流サロン、トイレなどがあり、屋外にはベンチも併設しています。「いばらきてづくり市」の開催（毎月1回不定期）、「いばらきおもちゃ病院」の開院（毎月第4土曜日）、「レンタルボックス」運営（常設）なども行っております。ぜひご利用ください。時火～土曜日（祝日を除く）、午前10時～午後5時、備イベントスペースと交流サロンの利用（有料）は申込が必要です。詳細はホームページ（http://www.kaigisho.com/tmo/nigiwai/）参照。問茨木にぎわい亭☎624・5372

阪急本通商店街
元町駐輪場
茨木にぎわい亭
N
市民会館
市役所
阪急茨木市駅

設置しましたか？住宅用火災警報器

住宅火災で死亡する原因の多くは逃げ遅れによるものです。音声で火災を

飼い犬登録と狂犬病予防注射

生後３か月を経過した犬を飼うときは、必ず市へ登録し、狂犬病予防注射を接種させてください。市では一定距離内に動物病院がない地域で狂犬病予防注射の集合注射を実施しています。

予防注射接種後、まれに犬の体調が悪くなることや死亡することがありますが、集合注射の会場では医療設備が整っていないため、十分な対応ができません。そこで、市では委託動物病院（飼い犬登録をしている人に送付の狂犬病予防注射案内、または市ホームページ参照）での接種をお願いしています。委託動物病院で接種するときは、必ず診療日時や診察料を確認してください。

【集合注射】

時・所右表のとおり（雨天決行）、¥注射3,250円、登録料 3,000円(未登録の場合のみ)、**注意事項**　①犬をしっかりと服従させることのできる人が連れてくる、②首輪・鎖・口輪等は確実で安全なものをする、③３月中に市から送付した受診票(切り取らない)を持参する、④糞の後始末ができるものを携帯する、⑤次に該当する場合は委託動物病院で接種させてください。自動車でないと来場できない人、注射を嫌がり暴れる犬、よく吠える犬、犬の体調が悪い場合、備いずれの会場も駐車場なし、問市民生活相談課☎620・1603

集合注射日程表

とき（4月）		ところ
9日(木)	13:00～13:10	佐保公民館前
	13:40～14:00	北辰出張所前
	14:20～14:30	上音羽クラブ前
10日(金)	13:00～13:10	車作クラブ前
	13:40～13:50	下音羽バス停前
	14:10～14:20	銭原クラブ前
13日(月)	13:00～13:10	大岩郵便局前
	13:30～13:50	国見峠緑地（緑地公園バス停前）
	14:10～14:40	山手台中央公園
14日(火)	13:00～13:10	桑原自治会館前
	13:30～14:00	大念寺前
	14:20～14:50	遍照寺（福井小学校東門北）
15日(水)	13:00～13:50	太田公民館前
	14:20～15:00	郡さくら公園
16日(木)	13:00～13:40	豊川いのち・愛・ゆめセンター
	14:00～14:30	彩都西公園
17日(金)	13:00～13:20	蔵垣内公園前
	13:40～14:00	丑寅公園
	14:30～15:00	白川中央公園

特集 / トピックス / 暮らしのガイド / 無料相談 / 健康 / イベント / 講座講習 / 募集 / スポーツ / 図書館 / みんなの掲示板 / パパママクラブ / フォトグラフ

知らせる住宅用火災警報器は死者をださないための「切り札」です。住宅の寝室と階段に設置が義務付けられており、設置していない場合に比べ、死者数や被害面積が大幅に減少するなど、非常に高い効果があります。火災の発生を防止し、大切な命と財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、電池の寿命は5年または10年ですので、取扱説明書の電池交換時期を確認しましょう。問消防本部予防課☎622・6950

安まちメールのご利用を

安まちメールは、ひったくりや、不審者による子どもに対する声かけ、女性に対する性犯罪情報を、リアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。

配信種別や受信時間、受信地区を設定できます。登録料無料（通信料は利用者負担）ですので、府警察本部のホームページから登録してください。問府警察本部府民安全対策課☎06・6943・1234

QRコード

転入・転出等の際には届出を

問市民課☎620・1621

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

届出種類	届出期間	場所	届出人	持ち物
転入届（茨木市に引っ越してきたとき）	引っ越した日から14日以内	市民課または北辰出張所	世帯主または世帯員	○転出証明書、○介護保険受給資格証明書、○後期高齢者医療負担区分等証明書、○国民年金手帳（第1号被保険者および任意加入者のみ）、○年金証書（共済年金を除く年金受給者のみ）
転居届（市内で住所が変わったとき）				○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険被保険者証（加入者のみ）、○こども・ひとり親家庭医療証（加入者のみ）、○児童扶養手当証書（加入者のみ）、○国民年金手帳（第1号被保険者および任意加入者のみ）、○年金証書（共済年金を除く年金受給者のみ）
転出届（市外に引っ越すとき）	引っ越しをする日の前日まで			○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険被保険者証（加入者のみ）、○こども・ひとり親家庭医療証（加入者のみ）、○児童扶養手当証書（加入者のみ）
世帯変更届（世帯に変更があったとき）	変更があった日から14日以内			○国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）

※届出時に虚偽の届出を防ぐために、届出人の本人確認を行います。代理人が届出する場合は委任状が必要です。

求人

臨時学校調理員

時教育政策課から指示する日（不定期勤務）、午前8時30分～午後4時30分、所市立小学校、¥時給1050円、申履歴書（写真貼付）を、直接、同課窓口☎620・1680

心理判定員

時5月1日(金)～来年3月31日(木)、月～金曜日のうち4日間、午前9時～午後5時、所市役所および各公立幼稚園、公私立保育所（園）、小規模保育事業所等、対次の①～③をすべて満たす人、①学校教育法による大学または大学院で心理学または心理学隣接諸科学を専攻して卒業、②新版K式発達検査2001等の発達検査が実施できる、③WISCの発達検査が実施できる、定1人、内巡回相談および巡回指導、発達検査等に関する業務、¥月給27万3300円（残業手当あり、賞与・通勤手当なし）、備4月16日に面接、募集要項・採用試験申込書は保育幼稚園課で配付（市ホームページからダウンロード可）、申4月1日～9日（消印有効）に、採用試験申込書・履歴書（写真貼付）・小論文を郵送で、〒567-8505 同課☎620・1638

その他

施設利用の申込ご遠慮ください

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、市民会館・福祉文化会館・クリエイトセンターの5月抽選分の申込受付は4月20日～30日に行います。**【市民会館】ドリームホール** 11月2日・5日～7日・10日・12日～15日・20日・23日・26日～30日＝終日、11月3日・8日・11日・21日・22日・24日＝午前9時～

川端康成文学館 クリアファイルを発売

所川端康成文学館、内川端康成の代表作「伊豆の踊子」「雪国」「古都」をモチーフにした3種類（A4サイズ）、¥1枚100円、問同館☎625・5978

国勢調査員を募集

10月1日を調査期日として実施される国勢調査の調査員を募集します。
時8月中旬～10月下旬（予定）、対次の要件を満たしている人、①責任を持って調査事務を遂行できる、②原則として20歳以上、③調査により知り得た秘密の保持ができる、④税務、警察および選挙に直接関係がない、⑤健康状態が良好等、内調査事務打合せ会への出席、受持ち調査区の確認、調査世帯一覧・調査区要図の作成、調査票の記入依頼と配布・回収等、¥国の基準に基づき支給、2調査区（100世帯程度）担当で約70,000円の予定（担当世帯数等により変動）、備応募者は国勢調査員名簿に登録し、地域等の条件が合えば従事（名簿登録者全員が従事できるとは限りません）。希望者はその他の統計調査登録調査員名簿に面接のうえ登録可能。市統計調査員登録者で、国勢調査従事希望者はお問い合わせください。申5月1日までに、政策企画課に設置の登録申込書（市ホームページからダウンロード可）を直接、同課窓口☎620・1605

午後5時、11月4日＝午後1時～10時、【福祉文化会館】文化ホール　来年5月3日＝午前9時～正午、5月4日・5日＝終日、【クリエイトセンター】センターホール　来年5月3日＝午前9時～正午、5月4日＝午後6時～10時、5月5日・20日～22日・27日～29日＝終日、多目的ホール　11月3日＝午前9時～正午、11月6日＝午後6時～10時、11月7日・8日・11日・18日・19日・25日＝午前9時～午後5時、11月10日・17日・20日・21日・24日＝終日、【生涯学習センター（火曜日休み）】きらめきホール　10月1日＝午前9時～午後3時、10月2日～4日・9日＝終日、10月8日＝午後0時30分～9時30分、10月10日＝午前9時～午後6時、10月22日・29日＝午後0時30分～3時、午後6時～9時30分、【ローズWAM】ワムホール　10月11日・24日・25日＝午前9時～午後6時、10月14日・15日＝午後0時30分～6時、10月18日＝午前9時～午後3時

安心で低価格な市営葬儀のご利用を

対死亡者または喪主が本市に住民登録をしている場合、¥下表のとおり（ただし、死亡者が死亡当時、本市に住民登録をしていなかった場合、使用料は2倍）、備別途宗教者へのお礼・供花・会葬者へのお礼の品・食事等の料金が必要、問市民課☎620・1645

市営葬儀場使用料

項目	金額（円）	内容
①市営葬儀使用料	81,880	納棺、葬祭用品等の供与、祭壇飾り、葬儀進行、霊柩車（洋型）、火葬執行
②遺影写真	12,960	モノクロ（カラーの場合21,600円）
③ドライアイス	5,400	1回（約1日分）　告別式までの遺体の安置日数分必要
④仏式斎場専用祭壇	16,000	第2・第3告別式場の場合のみ加算
⑤斎場使用料	38,000	第1告別式場（席数45）控室1室（30人程度）
	102,100	第2告別式場（席数106）控室3室（50人程度）
	134,600	第3告別式場（席数180）控室4室（60人程度）
	22,500	第5告別式場（席数18）控室1室（16人程度）
総　額	100,240	自宅・集会所等、斎場以外での葬儀の場合 ①+②+③
	138,240	第1告別式場での葬儀の場合 ①+②+③+⑤
	218,340	第2告別式場での葬儀の場合 ①+②+③+④+⑤
	250,840	第3告別式場での葬儀の場合 ①+②+③+④+⑤
	122,740	第5告別式場での葬儀の場合 ①+②+③+⑤

希望者には霊安室が1室あります（1日あたり3,000円）

スポーツ推進審議会委員を募集

時5月から2年間（年間6回程度開催）、対20歳以上の市内在住・在勤・在学者（ただし、国または地方公共団体の議員・職員等は除く）、定2人、内スポーツ施設利用・事業計画や、スポーツ推進計画の策定についての調査審議、¥日額9千円、申4月15日までに、所定の申込書（スポーツ推進課に設置、市ホームページからダウンロード可）と小論文を、直接、同課窓口☎620・1608

小豆島町・大分県竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町および歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助します。所指定宿泊施設（市ホームページもしくは文化振興課設置のチラシ参照）、内補助額　小豆島町＝中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市＝中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、共に幼児なし、利用額が補助額に満たない場合はその金額、備各1人年間1泊、申施設へ直接予約後、宿泊日の10日前までに申請書（同課に設置、要印鑑）を、郵送または直接、〒567-8505　同課窓口☎620・1810

ご寄付ありがとうございました

次の皆さんから市へのご寄付（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）。
◆佐々木順子＝絵画2点、◆山根宝壽子（ほずこ）＝11万円

4月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話で相談できます。子育てに関する相談は45ページ参照。

相談内容	と　き	ところ
法律相談（各日先着16人）	毎週月・水・金曜日、13:00から（※前日、8:45から電話で予約）	市民生活相談課 ☎620・1603（※前日の予約日が土・日曜日、祝日にあたるときは、その直前の開庁日が予約受付の開始日）
日曜法律相談（先着7人）	26日(日)、9:30から（22日、8:45から電話で予約）	
交通事故法律相談（各日先着5人）	毎週火曜日、13:00から（前日、8:45から電話で予約）	
人権擁護委員による人権相談	9日(木)・23日(木)、13:00～15:00	
国の仕事に関する行政相談	2日(木)・16日(木)、13:00～15:00	
行政書士相談（各種書類の書き方）	1日(水)、9:30～12:00、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談（各日先着6人）	1日(水)＝登記、相続、15日(水)＝登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00（前日、8:45から電話で予約）	
土地家屋調査士相談（土地の境界など）	1日(水)・15日(水)、9:30～12:00	
戸籍相談	16日(木)、14:00～16:00	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・8600、全日本不動産協会☎06・6155・1717にお問い合わせください	
公証人相談	2日(木)、9:30～12:00	
税務相談（先着5人）	9日(木)、13:00～16:00（前日、8:45から電話で予約）	
木造戸建・分譲マンション管理、改修、耐震等相談（先着4人）	毎月第3木曜日、13:00～16:00（7日前までに要予約）	都市政策課 ☎620・1660
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、毎月第2・4土曜日、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
母子・父子・寡婦家庭相談（離婚前も可）	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
経営相談	毎週月・水・金曜日、10:00～17:00（要予約）	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも相談	毎週火・水・木曜日、10:00～16:00（30日は12:00まで）	
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 FAX627・1692
障害児相談（18歳まで）	毎週月～金曜日、9:15～17:00（面談は要予約）	あけぼの学園 ☎626・0105
こころの相談室	毎週水曜日、9:30～16:30（前日までに要予約）	人権・男女共生課（人権センター） ☎622・6613
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	
人権や生活上のさまざまな相談	毎週月～土曜日、8:45～17:15	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川＝☎643・1470 沢良宜＝☎635・7667 総持寺＝☎626・5560
防火相談	毎日、8:45～17:15	消防署各分署

相談内容	と　き	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日（火曜日除く）、10:00～16:00（要予約）	男女共生センターローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日（火曜日除く）、10:00～16:00	
男性のための電話相談	15日(水)・22日(水)、18:30～21:30	
専門家による女性の生き方・自立相談	9日(木)、13:00～16:30（電話で予約）	
女性法律相談	16日(木)・18日(土)、9:30～12:30（2日、9:00から電話で予約）	
仕事なんでも相談	30日(木)、13:00～16:00	
教育相談（小・中学生）	毎週月～金曜日、8:45～17:00（予約制）	教育センター ☎626・4400
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00	
「いじめ」ホッと電話相談	毎週月～金曜日、8:45～17:00、0120・147970（小・中学生対象）、☎627・5511（保護者対象）	
奨学金相談	毎週月～木曜日、9:45～18:00	
発達相談（小・中学生）	毎週月～金曜日、8:45～17:00（予約制）	教育委員会分室（予約は上記教育センター）

福祉まるごと相談会

電話での相談を希望する場合は福祉政策課にお問い合わせください。コミセン＝コミュニティセンター 問福祉政策課 ☎620・1634

と　き		ところ
毎週月曜日	10:00～12:00	西・太田・郡山公民館・春日コミセン
第1月曜日	10:00～12:00	水尾コミセン
毎週火曜日	10:00～12:00	中条公民館
第1・第3火曜日	10:00～12:00	穂積コミセン
第2・第4火曜日	10:00～12:00	大池・西河原コミセン
第4火曜日、10:00～12:00、13:00～15:00		中津コミセン
毎週水曜日	10:00～12:00	沢池公民館
第1・第3水曜日	10:00～12:00	豊川コミセン
第2水曜日	10:00～12:00	安威公民館
第2・第4水曜日	10:00～12:00	郡コミセン、天王公民館
第3水曜日	10:00～12:00	玉島公民館
第1・第3水・木曜日	10:00～12:00	東コミセン
毎週木曜日	10:00～12:00	茨木公民館
第1木曜日	10:00～12:00	山手台公民館
第1・第3木曜日	10:00～12:00	庄栄コミセン
第1・第4木曜日	10:00～12:00	三島コミセン
第2木曜日	10:00～12:00	東奈良コミセン
第2・第4木曜日	10:00～12:00	玉櫛公民館
第3木曜日、10:00～12:00、13:00～15:00		春日丘公民館
毎週金曜日	10:00～12:00	畑田コミセン
毎週金曜日（5週目を除く）	10:00～12:00	白川公民館
第1・第3金曜日	10:00～12:00	福井公民館
第2金曜日	10:00～12:00	葦原コミセン
第2・第4金曜日	10:00～12:00	耳原公民館

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、￥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、